

令和3年8月19日

各部局長 殿

理事（教育・附属学校園担当）

塩 尻 信 義

令和3年度後学期の授業等の実施方針の改正等について

静岡県についても令和3年8月20日から緊急事態宣言が適用されることを受け、本学の活動指針の見直し（レベル3+への変更）に伴い、令和3年度後学期の授業等の実施方針等について、新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部会議（メール開催）において、下記のとおり改正することで承認されましたので、お知らせします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、この方針についても適宜見直すことがありうることを申し添えます。

記

1. 令和3年度後学期の授業等の実施方針の見直しについて（別添1）

- ・教室収容定員の50%以内を原則とすることを明確化するため、各部局長の判断による収容定員の緩和に係る記述を削除すること。
- ・対面授業又は在宅授業の実施については、各部局長の判断によることを明確化するため、可能な限り対面授業の実施を検討に係る記述を削除すること。

2. 対面授業実施上の留意事項の見直しについて（別添2）

- ・上記1の実施方針の見直しと整合するよう、「新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について（令和2年5月15日付け新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部決定）」について、各部局長の判断による収容定員の緩和に係る記述を削除すること。

3. 令和3年度前学期（夏季休業期間中）の集中講義等の実施について

- ・夏季休業期間中（8～9月）の集中講義等の授業については、従前の本年度前学期の授業等の実施方針に基づいて実施するものとするが、各部局長の判断により、対面授業を計画していたものを在宅授業に切り替えること等を可能とすること。

【本件担当】

学務部教務課教育企画係

E-mail:gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp

令和3年度後学期の授業等の実施方針について

【基本方針】

1. 本学の「新型コロナウイルスにおける活動指針」のレベル3+を前提として、国の方針等を踏まえつつ、全学としては、対面授業と在宅授業を適宜併用するものとする。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、必要に応じ、本方針を適宜見直すものとする。

【対面授業及び期末試験の実施方針】

2. 教室等で行う対面授業及び期末試験の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について（令和2年5月15日付け新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部決定）」に基づき、感染防止対策を十分講じた上で、以下の方針により実施するものとする。

- ① 1つの授業の学生数は各教室の収容定員の50%以内を原則とすること。
- ② 授業時のマスク着用を必須（運動時を除く。）とし、教室では各自間隔を空けて着席するなどにより、教員や学生間の距離の確保に努めること。
- ③ 教室等での対面による期末試験については、対面授業の原則（50%以内）によらず、各教室の従来の試験定員を上限とすること。

【授業実施に当たっての留意事項】

3. 各科目の対面授業又は在宅授業の実施については、本年度前学期と同様、部局長の判断によるものとする。
4. 対面授業の前後に同時双方向型（ライブ配信）の在宅授業がある場合には、視聴準備や受講場所への移動に要する時間などが必要になることが考えられるため、本年度前学期と同様、同時双方向型の在宅授業を実施する授業担当

教員は、学生が当該授業の受講に支障がないか確認を行うなどの配慮をするものとする。

【出欠及び成績評価の取扱い】

5. 新型コロナウイルス感染症への感染リスクを考慮し、対面授業の出席に不安を感じる学生の出欠及び成績評価の取扱いは、本年度前学期と同様、以下のとおりとするものとする。

① 風邪症状等がある場合、令和2年5月15日付け「新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて（通知）【第2報】」による登校停止措置により欠席扱いとしない取扱いとしているが、当該通知に該当しない学生についても、感染リスクを考慮し、対面授業の欠席の申出があった場合には、対面授業の欠席を認め、欠席扱いにはしない取扱いとする。（ただし、これにより当該学生に対し、課題やレポートの提出等を免除するものではない。）

② 上記①に該当する学生の成績評価（単位認定）は、レポートの提出や小テストの実施等、大学に登校しなくても学生が対応可能な方法により行うものとする。

令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部

令和2年9月15日一部改正

令和3年2月17日一部改正

令和3年8月19日一部改正

新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について

新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、対面授業（※）の実施に当たっては、以下の基本的留意事項及び具体的留意事項に基づいて実施するものとする。

（※）対面授業…教室での講義、実験、実習、実技、演習、学外での学習活動等により行う授業
（大学に登校（学外での場での活動を含む）することを前提）

＜基本的留意事項＞

- 各自でできる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を日常生活や学校生活の場面において、日頃から継続的に実行すること。
- 換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の3つの条件が重なったときに、感染リスクが高くなると言われていることから、これらを避ける取組を工夫して実施すること。

＜具体的留意事項＞

1. 毎朝の検温に努め、発熱や咳などの風邪の症状が見られる学生や教員は、大学には登校せず休むことを徹底すること。教員は、体調不良時には無理をせず授業を休講にすること。また、登校中に発熱や咳などの風邪の症状が出た場合には、速やかに帰宅すること。（授業の出欠の扱いについては、欠席扱いとしない措置があること。）
2. 学生や教員は、各自でできる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を日頃から実行すること。（例えば、授業の前後や食事の前などの手洗い・手指消毒の実施、咳やくしゃみを手で押さえたりしない等）
3. 授業中は、教室の窓や扉を開放し、換気を行い、教室が密閉空間になることを避けること。天候等により常時開放することが困難な場合でも、授業の前後などに定期的に換気を行うこと。また、空気がこもりやすい建物については、廊下等の共用部分の換気にも努めること。

4. 学生及び教員は、登下校時及び登校中は、咳エチケット（マスクを着用（食事時や運動時を除く。）して口や鼻を覆うこと。マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口や鼻を覆うこと。とっさのときは袖や上着の内側で口や鼻を覆うこと等）の実施を徹底すること。

特に、グループワークやディベート等により、互いに会話をする場面がある場合には、マスクを着用した上で会話をしたり、離れた距離で会話したり、真正面に向かい合って座わらないようにしたりするなどにより、間近で会話や発生をする密接場面にならないようにすること。

5. 間近で会話や発声をする密接場面の発生を避けるため、学生の教室内での不要な会話（私語）は慎むこと。

6. 密集及び密接を避けるため、対面授業及び期末試験の実施の際は、以下の要件を満たしていること。

- (1) 1つの授業の学生数は各教室の収容定員の50%以内を原則とすること。
- (2) 授業時のマスク着用を必須（運動時を除く。）とし、教室では各自間隔を空けて着席するなどにより、教員や学生間の距離の確保に努めること。
- (3) 教室等での対面による期末試験については、対面授業の原則（50%以内）によらず、各教室の従来試験定員を上限とすること。

7. 授業において複数の者が使用する共用物品がある場合には、授業の開始前にアルコール等で消毒すること。